

訪問看護ステーション相扶 重要事項説明書

社会福祉法人相扶会

令和6年6月改定版

指定介護予防訪問看護・訪問看護をご利用いただくためには、利用者（ご本人）と事業者の契約が必要です。しかし、ご本人の判断能力の低下などにより、内容についての理解が困難な場合には、本人の意思を尊重できる、ご家族や成年後見人の立会いや手続きをお願いします。

1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人相扶会
代表者名	理事長 尾野 素子
所在地・連絡先	(住所) 庄原市尾引町263番地2 (電話) 0824-74-1616 (FAX) 0824-74-1633
<p>法人（職員）の理念と基本姿勢</p> <p>理 念</p> <p><small>しゅじょうきょうぞん</small> 衆生共存の大義に基づき、<small>じたあいたす</small> 自他相扶けて社会奉仕の誠を尽くさん</p> <p>一、和顔愛語をモットーに常に設立創始者の思い（地域と福祉の向上、高齢者の権利擁護と生活保障等）※1を大切に業務に励みます。</p> <p>一、一人ひとりのニーズと意思を尊重し、相互の信頼の中で生活の質の向上に努めます。</p> <p>一、常に学びの姿勢を持ち、専門性の向上に努めます。</p> <p>一、地域の方達が安心して生活できる拠点施設となることを使命として、地域福祉の向上に努めます。</p> <p>基本姿勢</p> <p>(1) 私たち相扶会職員は、相扶〔互いに相<small>あい</small>扶<small>たす</small>け合う〕の精神のもと、「和顔愛語」をモットーとして、福祉のニーズを有する人々の権利を守り、利用者の立場から福祉サービスを提供します。</p> <p>(2) 私たち相扶会職員は業務上知り得た個人やその家族等の情報を保護します。</p> <p>(3) 私たち相扶会職員は、生活と保健、福祉、医療にかかわる関係機関（者）と連携し、協力しあい、地域福祉の向上に努めます。</p> <p style="text-align: right;">※1 「老人ホーム相扶園設立についてのお願い」（昭和38年） 「親鸞聖人700回御遠忌記念事業趣意書」（昭和38年） 妙延寺住職 尾野 敏</p>	

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号等

事業所名	訪問看護ステーション相扶
事業所の種別	指定訪問看護事業所 平成12年4月1日指定 (平成11年8月1日開所) 指定介護予防訪問看護事業所 平成18年4月1日指定
所在地・連絡先	(住所) 庄原市尾引町263番地2 (電話) 0824-74-1616 (FAX) 0824-74-1633
事業所番号	3462190020
管理者の氏名	野田 宏美
事業所の特色等	
(1) 事業の目的 利用者が、疾病または負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が必要と認めた者に対し、快適な在宅生活を送るための支援を提供することを目的とします。	
(2) 運営方針 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持、回復を目指します。事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。	

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤 (人)	非常勤 (人)	
管理者(兼看護師)	1	1	0	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供に当たる
看護師	9	3	6	指定訪問看護の提供に当たる
事務職員等	1	1	0	指定訪問看護に必要な事務を行う

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	常勤 8:30～17:30 (看護師を兼務)
看護師 准看護師	常勤・非常勤 8:30～17:30
事務職員等	常勤 8:30～17:30

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	庄原市 三次市
---------	---------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日

営業日	営業時間
平日	9:00～17:00

営業しない日	土曜日・日曜日・祝日・8月14日～8月15日、 12月30日～1月3日 但し、必要となる訪問に関してはその限りではありません
--------	--

3 サービスの内容

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導及び助言
- (7) カテーテル等の管理
- (8) その他医師の指示による医療処置
- (9) ターミナルケア

4 費用

- (1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1～3割が利用者の負担額となります。

下記料金表は、概算です。居住地域によって多少変動しますのでご了承ください。

【基本利用料】

訪問看護費

	時間内：8時～18時	早朝：6時～8時 夜間：18時～22時	深夜： 22時～翌朝6時
20分未満	3,140円/回	3,925円	4,710円
30分未満	4,710円/回	5,887円	7,065円
30分以上60分未満	8,230円/回	10,287円	12,345円
60分以上90分未満	11,280円/回	14,100円	16,920円

介護予防訪問看護費

20分未満	3,030円/回
30分未満	4,510円/回
30分以上1時間未満	7,940円/回
1時間以上1時間30分未満	10,900円/回

※上記にサービス提供体制強化加算(Ⅱ)1回あたり6円が追加されます。

【病状によっては下記が加算されます】

加算の内容	加算の額	利用が予定されるものに○
<p>■特別管理加算</p> <p>特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護事業所が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合</p> <p>【特別管理加算の対象となる状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> *在宅悪性腫瘍患者指導管理 *在宅気管切開患者指導管理 *気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理 ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 	<p>左欄の「*」の状態にある利用者</p> <p>5,000円(1月)</p> <p>左欄の「・」の状態にある利用者</p> <p>2,500円(1月)</p>	

■初回加算Ⅰ 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に退院した日に初回訪問した場合(1月)	I 3,500 円(1月)	
■初回加算Ⅱ 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に退院した翌日以降に初回訪問した場合(1月)	Ⅱ 3,000 円(1月)	
■退院時共同指導加算 退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする者の場合2回)に限り	6,000 円(1回)	
■複数名訪問加算Ⅰ (30分未満) / (30分以上) 同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して指定訪問看護を行った場合 2,540 円/4,020 円(1回)		
■複数名訪問加算Ⅱ (30分未満) / (30分以上) 同時に看護師等と看護補助者が1人の利用者に対して指定訪問看護を行った場合 2,010 円/3,170 円(1回)		
■長時間訪問看護加算 特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に、引き続き訪問看護を行う場合であって、通算した時間が1時間30分以上となる場合	3,000 円(1回)	
■ターミナルケア加算 ターミナルケア(終末ケア)を行った場合 ※日数等のきまりがあります	2,500 円	
■中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 通常の実施地域を超えて訪問看護を行った場合	1回につき5/100に相当する単位数を加算	
■専門管理加算 緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合(悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者)	2,500 円/月	

【利用者のご希望により契約された場合には下記が加算されます】

加算の内容	加算の額	利用が予定されるものに○
■緊急時訪問看護加算 利用者の同意を得て、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことが出来る体制にある訪問看護ステーションが、計画的に訪問する事となっていない緊急の訪問を行う体制にある場合 看護業務負担軽減に寄与する業務管理体制整備されている場合	6,000 円(1月)	

(2) 医療保険 (1回の訪問看護の利用料)

【基本料金表】

療養費 区分	訪問の日数		基本 療養費	管理 療養費	合計 金額	負担金額		
	月の日数	週の日数				1割	2割	3割
(I)通常 (II)同一建物 居住者 同一日2人	1日目	週3日まで	5,550	7,400	12,950	1,295	2,590	3,885
		週4日目以降※1	6,550					
	2日目～	週3日まで	5,550	2,980	8,530	853	1,706	2,559
		週4日目以降	6,550					
(II)同一建物 居住者 同一日 3人以上	1日目	週3日目まで	2,780	7,400	10,180	1,018	2,036	3,054
		週4日目以降	3,280					
	2日目～	週3日目まで	2,780	2,980	5,760	576	1,152	1,728
		週4日目以降	3,280					
(III)外泊者	入院中1回※2		8,500		8,500	850	1,700	2,550

※ 医療保険における訪問看護は、原則1日1回(1回の訪問は概ね30～90分)、週3日までとなっています。ただし、病名等によっては、複数回訪問や90分以上の訪問、週4日以上訪問が可能です。

※1 週は日曜日を起点とし、前月から続く訪問の場合は、月の1日目であっても週4日目以降を算定する場合があります。

※2 <表1><表2>の対象者は、入院中2回まで算定できます。

【加算料金表】 (状況・要望に応じて加算する利用料)

項 目	金 額	負担金額			
		1割	2割	3割	
●基本療養費の加算					
難病等複数回訪問加算	2回/日	4,500円	450	900	1,350
<表1><表2>、特指示*の対象者	3回/日以上	8,000円	800	1,600	2,400
緊急訪問看護加算 主治医の指示により、緊急に訪問した場合(月14日迄)		2,650円/日	265	530	795
長時間訪問看護加算 <表2>、特指示対象者に90分以上の看護を実施(週1回)		5,200円	520	1,040	1,560
複数名訪問看護加算 <表1><表2>、特指示(補助者回数制限なし)、他必要と判断された者	看護師	4,500円	450	900	1,350
	補助者	3,000円 (1回/日の場合)	300	600	900
夜間・早朝訪問看護加算	18～22時、6～8時	2,100円	210	420	630
深夜訪問看護加算	22時～6時	4,200円	420	840	1,260
●管理療養費の加算					
24時間対応体制加算 利用者の希望により算定		6,800円/月	680	1,360	2,040
特別管理加算	<表2>①の対象者	5,000円/月	500	1,000	1,500
	<表2>②の対象者	2,500円/月	250	500	750
退院時共同指導加算	<表1><表2>は2回まで	8,000円/指導日	800	1,600	2,400
入院中病院と共に指導	<表2>対象者は更に加算	+2,000円	200	400	600
退院支援指導加算 <表1><表2>、必要が認められた者	退院日の訪問看護	6,000円/退院日	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算 医療関係職種間で情報共有し、その上で療養指導		3,000円/月	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 急変による医療従事者とのカンファレンスと療養指導		2,000円/月2まで	200	400	600

項目	金額	負担金額		
		1割	2割	3割
専門管理加算 緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 (悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者)	2,500円/月	250	500	750
●その他の療養費				
情報提供療養費 1～3 市町村等のサービスと連携するための情報提供費	1,500円/月	150	300	450
ターミナルケア療養費 1 死亡日および死亡前 14 日以内に 2 回以上訪問	25,000円	2,500	5,000	7,500

*特指示＝特別訪問看護指示書

医療保険での回数制限があるかた・介護保険の訪問看護をご利用中の方に対して、医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別訪問看護指示が出た場合、一月につき指示の日から 14 日を限度として(但し、ア気管カニューレを使用している状態 イ真皮を越える褥瘡の状態の方については、月 2 回まで)訪問看護が適応となります。

■基準告示第 2 の 1 に規定する疾病等(別表第 7、別表第 8) (厚生労働省告示第 82 号)

第 2 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

1 週 3 日を超えて訪問看護を行う必要がある利用者であって次のいずれかに該当する者

※3 日を超えない訪問も可、難病等複数回訪問加算、2ヶ所の訪問看護ステーションの訪問看護の算定可

<表 1> (1) 特掲診療料の施設基準等「別表第 7」に掲げる疾病等の者

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る))、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態の者

※厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は、介護保険の利用者でも、訪問看護は医療保険の扱いになります。

※慢性心不全の患者で「在宅人工呼吸指導管理」「人工呼吸管理加算の 2」を算定している場合は人工呼吸と扱います。

<表 2> (2) 特掲診療料の施設基準等「別表第 8」に掲げる者

- ①在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- ②在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理
在宅自己導尿指導管理 在宅人工呼吸指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理
- ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- ④真皮を越える褥瘡の状態にある者
- ⑤在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

特別訪問看護指示書を月 2 回交付できる者（有効期間：28 日間）

真皮を越える褥瘡の状態にある者

気管カニューレを使用している状態にあるもの者

（3）精神科訪問看護基本療養費

訪問看護の対象は、精神障害を有する者又はそのご家族です。

1 精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）（1 日につき）			
保健師、看護師、作業療法士	週 3 日まで		週 4 日目以降
	(1) 30 分以上	5,550 円	(3) 30 分以上 6,550 円
	(2) 30 分未満	4,250 円	(4) 30 分未満 5,100 円
3 精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）（1 日につき）同一建物居住者			
保健師、 看護師、 作業療法士	(1) 同 1 日 2 人	週 3 日まで①30 分以上②未満 基本療養費（Ⅰ）と同報酬	週 4 日以上③30 分以上④未満 基本療養費（Ⅰ）と同報酬
	(2) 同 3 人以上	①30 分以上 2,780 円 ②30 分未満 2,130 円	③30 分以上 3,280 円 ④30 分未満 2,550 円

【その他の金額】

死後の処置等	15,000 円
--------	----------

【その他の留意事項】

(1) 介護保険給付対象外サービス

介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は 1 ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。

(2) 交通費

介護保険による訪問看護の場合は、p. 3 の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費（通常の事業実地地域を出た地点から 1 キロメートルあたり 30 円）を徴収します。

医療保険による訪問看護の場合は、以下の通り、エリアによって一律の交通費を頂きます。

庄原市内	220 円/回
三次市内（三和町以外）	330 円/回
三次市三和町・世羅町	440 円/回

(3) 休日訪問の料金について（実費自己負担分）

	単位	金額
休日の訪問 （営業日及び営業時間外で加算対象外の場合の訪問）	30分	1,100円

(4) その他の利用料

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

サービスの実施上必要な衛生材料等を使用した場合、利用者に同意を得た上で、その代金は実費で徴収します。

(5) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日に連絡があった場合	無 料
利用日の当日に連絡がなかった場合	利用料自己負担相当額

(6) 利用料等のお支払方法

毎月 20 日までに前月分の請求をいたしますので、27 日に利用者の指定する預金口座から自動振替を行います。（自動振替手続きを別に行ってください。）

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）野田 宏美

電話番号 0824-74-1616

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（盆正月を除く）

8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

①行政機関

社会福祉法人相扶会 本部事務局	所在地 電話番号 受付時間	庄原市尾引町 263-2 0824-74-0530 8：30～17：30
庄原市高齢者福祉課 介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	庄原市中本町 1-10-1 0824-73-1167 8：30～17：15（月曜日～金曜日） ※祝祭日等を除く
三次市高齢者福祉課 介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	三次市十日市中 2 丁目 8 番 1 号 三次市市役所本庁 0824-62-6387 8：30～17：15（月曜日～金曜日） ※祝祭日等を除く
広島県国民健康保険 団体連合会介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館 082-554-0783 8：30～17：15（月曜日～金曜日） ※祝祭日等を除く

②第三者委員

当法人では、サービスにかかわる苦情をお受けするために、第三者委員を選任しています。連絡先は以下のとおりです。

○第三者委員 八谷 則保

電話番号 0824-72-6458

※都合により電話に出られない場合もあります。連絡は日中時間帯に限ります。

苦情が生じた場合は、相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、検討会議を行い具体的な対応を行います。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ取り組みを行います。

6 緊急時・事故発生時の対応

- (1) 事業所の提供するサービスにより事故が発生した場合、他利用者の容体の変化・急変があった場合は速やかに下記の主治医又は協力医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、管理者の指示により、市町、家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	氏名： () 電話：

- (2) サービスの提供により事故・災害が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (3) (2) に関して緊急を要する場合は、人命救助を最優先とし医療的かつ倫理的判断に基づき、必要な措置を講じます。
- (4) サービスの提供に当たって、万一の事故発生に備えて事業所において損害賠償保険に加入します。万一、事故が発生し利用者の生命・身体に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし利用者に重大な過失がある場合はこの限りではありません。

事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	賠償責任、財産等

- (5) 事業所の提供するサービスにより事故が生じた際の原因解明と事故の再発・事故防止及び事故の未然防止を図るため、事故の記録を作成し、事業所内会議において、事故防止にかかわる検討等を行います。

7 個人情報保護について

- (1) 事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約（誓約書）の内容とします。
- (2) 事業者は、サービス提供上必要がある場合に、必要な範囲内で利用者、ご家族の個人情報を取り扱います。

8 虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化の推進

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	野田 宏美
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を促進します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 訪問看護の提供にあたって、当該利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行わない。
- (7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9 身分証携行義務

訪問看護員は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

11 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまた

は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

12 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることを原則とします。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

13 感染対策・衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 日頃から感染管理における標準予防策を徹底し、訪問先での感染予防に努めます。
- (4) 訪問エリアで感染性疾患が流行した場合、地域の情報を得ながら、標準予防策に加えてフェイスシールドやガウンを着用し、必要に応じた感染対策を強化します。
- (5) 感染対策に関する専門的な研修を実施します。
- (6) 感染対策の基本的なマニュアルを作成し、定期的に見直します。

14 ハラスメントについて

サービス提供者として職員による虐待及び職員へのハラスメントはどちらもあってはなりません。対人援助職として倫理的な対応ができることを基本理念としています。このため、以下、ハラスメントを未然に防止するための体制づくりを徹底しています。

- (1) ハラスメントを未然に防止するための対応マニュアルの作成・共有
- (2) 報告・相談しやすい窓口の設置
- (3) 介護保険サービス等の業務範囲等へのしっかりとした理解と統一
- (4) PDCA※サイクルの考え方を応用した対策等の更新

※PDCA サイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を継続的に行い、改善していくこと。

(参考) 個人情報保護に対する基本方針

社会福祉法人相扶会（以下、法人）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うため、当法人が保有するサービスの利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他、関連法令及び厚生労働省の介護・福祉関係のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 当法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに添った対応を行う事業者を選定し、委託先への適切な監督を行います。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 当法人は個人情報保護の取り組みを全役職員に周知徹底させるために、個人情報に関する規程を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、当法人内において規程を整備し、安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除等への対応

当法人は、本人が自己の個人情報について、開示・苦心・利用停止・削除等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、こちら（社会福祉法人相扶会 事務局 電話0824-74-0530）までお問い合わせ下さい。

4. 苦情の処理

当法人は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。なお、個人情報保護方針は、当法人の掲示板で公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

(参考) 個人情報の利用目的について

社会福祉法人相扶会の運営する施設・事業所では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

1. 施設内部での利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる当施設の管理運営業務（入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該利用者の介護・医療サービスの向上）

2. 他の介護事業所等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務威嚇
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

上記以外の利用目的

1. 当施設内部での利用に係る利用目的

- ① 当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・当施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究

2. 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

- ① 当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査、評価機関、介護サービス情報の公表機関への情報提供

上記内容は、医療保険による訪問看護サービスにも適応されます。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	事業所名	訪問看護ステーション相扶	
説明者	職名		
	氏名		印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者	住所		
	氏名		印

代理人（家族等）	住所		
	氏名		印